

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- 当社の現況に関する事項の一部
- 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項の一部
- 当社の株式に関する事項
- 当社の新株予約権等に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 業務の適正を確保する体制
- 特定完全子会社に関する事項
- 親会社等との間の取引に関する事項
- 会計参与に関する事項

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

■ 当社の現況に関する事項

●企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	当 年 度 末	
	銀行業務	その他の業務
	5,369人	572人

(注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。
2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。

●企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

【株式会社横浜銀行】

① 営業所等

	当 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	
神 奈 川 県	177	4	本店営業部ほか
東 京 都	24	－	東京支店ほか
群 馬 県	3	－	桐生支店ほか
大 阪 府	1	－	大阪支店
愛 知 県	1	－	名古屋支店
国 内 計	206	4	
ア ジ ア	2	－	上海支店ほか
海 外 計	2	－	
合 計	208	4	

(注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、内部事務等をおこなう施設を1か所設置しております。
2. 該当がない場合、「－」で表示しております。

② 株式会社横浜銀行が営む銀行代理業者等の状況

開始年月日	所属金融機関の商号又は名称
2021年2月15日	株式会社東日本銀行

【株式会社東日本銀行】

① 営業所等

	当 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	
東 京 都	56	3	本店営業部ほか
茨 城 県	12	—	水戸支店ほか
神 奈 川 県	10	—	横浜支店ほか
埼 玉 県	4	—	草加支店ほか
千 葉 県	4	—	柏支店ほか
栃 木 県	1	—	宇都宮支店
合 計	87	3	

(注) 1. 上記のほか、当年度末において内部事務等をおこなう施設を1か所設置しております。
2. 上記のうち、インターネット支店を東京都に含んでおります。
3. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
府 中 支 店 立 川 出 張 所	東京都立川市柴崎町三丁目11番2号

(注) 上記は「内部事務等をおこなう施設」としての事務所を当年度において出張所化したものです。

③ 株式会社東日本銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株 式 会 社 横 浜 銀 行	横浜銀行 鎌倉支店 神奈川県鎌倉市小町一丁目6番21号	普通銀行

【株式会社神奈川銀行】

営業所等

	当 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	
神 奈 川 県	34	—	本店営業部ほか
合 計	34	—	

(注) 該当がない場合、「—」で表示しております。

□. その他の事業

浜銀ＴＴ証券株式会社	：本社（横浜市）、本店営業部　ほか
浜銀ファイナンス株式会社	：本社（横浜市）、群馬リース営業部
横浜キャピタル株式会社	：本社（横浜市）
株式会社浜銀総合研究所	：本社（横浜市）
横浜信用保証株式会社	：本社（横浜市）

●主要な借入先

該当ございません。

●その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

●責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
秋 吉 満	会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
山 田 能 伸	
依 田 真 美	
前 原 和 弘	
原 光 宏	
橋 本 圭 一 郎	
房 村 精 一	
野 口 真 有 美	

●補償契約

該当ございません。

●役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間において、当社ならびに当社子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。保険料については全額会社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外としております。

■ 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,144,616千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 48,398名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	184,731	16.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	81,057	7.08
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	36,494	3.19
明治安田生命保険相互会社	30,061	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	25,955	2.26
日本生命保険相互会社	24,578	2.14
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	22,134	1.93
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	20,777	1.81
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	15,439	1.34
住友生命保険相互会社	14,770	1.29

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式数（703千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ございません。

■ 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ございません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人 トーマツ	18	(会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由)
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 濱 原 啓 之		監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこないました。
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 五十嵐 康 彦		(会計監査人が対価を得ておこなう非監査業務の内容)
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 下飯坂 武 志		「企業会計基準委員会が現在開発中の金融資産の減損に関する会計基準」対応に関する影響度調査等

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており、その他欄に記載した会計監査人がおこなう非監査業務の対価は含まれておりません。
3. 当社、子会社および子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は269百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会社法の規定にもとづき、監査役全員の同意による解任（1. の場合に限ります。）または解任もしくは不再任に関する株主総会の議案の内容の決定を検討し、解任または不再任が妥当と判断した場合には、解任またはこれらの議案の内容の決定をおこないます。

1. 会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合
2. 会社法、公認会計士法等の法令に違反する行為があったと認められる場合
3. 会計監査人としての独立性、監査の品質、その他総合的な監査能力等の観点から、監査を適切に遂行することが困難と判断される場合

ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をおこなっている事実

該当ございません。

■ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

■ 業務の適正を確保する体制

当社は、当社グループが法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用するとともに、継続的な評価および必要な改善措置を講じることにより、実効性向上に努めています。

(内部統制システム構築の基本方針の概要)

内部統制システム構築の基本方針の制定、改定は取締役会で決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンス基本方針等を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループの全役職員に顧客保護、個人情報保護、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ロンダリング防止等を含めた法令等遵守を徹底します。
- ロ. 取締役会は、「コンプライアンス会議（経営会議）」を設置し、当社グループのコンプライアンス実現のための具体的な実践計画として、基本方針に則した年度ごとの「コンプライアンスプログラム」を制定するとともに、当社グループ全体のコンプライアンスプログラムの進捗状況や、コンプライアンスの状況についてモニタリングを踏まえた管理・指導をおこなうことで実効性を高めます。
- ハ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する業務をグループ一元的に管理・指導します。
- ニ. 取締役会は、コンプライアンス上問題のある事項について、当社グループの全役職員が当社のコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制を整備し、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じます。なお、当社グループの取締役、執行役員が関与する法令違反等および当社グループの会計、会計にかかる内部統制、会計監査に関する不適切な事項について、社内外から、直接、監査役に通報できる窓口を、当社の監査役室に設けます。
- ホ. 取締役会は、当社グループから独立した立場にある社外取締役を取締役総数の3分の1以上選任することにより、社外の視点による監督機能の維持・向上をはかります。
- ヘ. 取締役会は、執行部門から独立した組織として監査部を設置し、監査部は、コンプライアンス態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、規程にもとづき各会議の議事録およびその他の文書等を保存・管理します。また、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク管理関連規程を体系的に整備するとともに、当社グループ全体のリスク統括部署やリスクの種類ごとにリスク管理部署を定めることにより、当社グループ内のリスクの伝播や集中等を含めたリスク管理を適切におこなう態勢を構築します。
 - ロ. 取締役会は、収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを定め、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかります。
 - ハ. 取締役会および経営会議等は、当社グループのリスク管理を健全かつ効果的に実施するとともに、当社グループの戦略目標や外部環境の変化等を踏まえてリスク管理の方針・手続きを定期的かつ継続的に見直します。また、経営会議として設置する「ALM・リスク管理会議」は、当社グループが抱える各種リスクをグループ共通の枠組みで把握するとともに、把握したリスクを子会社の業務執行や管理態勢の整備等に活用することで、リスク管理の実効性を高めます。
- 二. 監査部は、リスク管理態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- ① 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置
- ② 職務の権限に関する規程の制定による委任の範囲の明確化
- ③ 取締役会による経営方針および経営計画の策定
- ④ 取締役会および経営会議における業績および主要事項の進捗などの適切なグループ経営管理

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定します。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループの経営管理に関する基本規程および協議・報告に関する規程を定め、当社と子会社の役割および権限を明確化することにより、当社グループの業務の適切性と効率性を確保します。
- ロ. 取締役会は、当社グループにおける経営資源配分の最適化をはかり、子会社のリスク管理、コンプライアンス等の態勢を整備します。
- ハ. 監査部は、当社グループの内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を当社の取締役および監査役に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助させます。
- ロ. 監査役室に属する職員の人事異動、人財評価等について、監査役へ事前に報告し、監査役は意見を付すことができるものとします。
- ハ. 監査役室に属する職員は、監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

(8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および使用人が、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為がなされている事実または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が、当該会社においてそれらの事実があることを発見したときは、それらの者は、当該事実を直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に報告します。
- ロ. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、その業務の執行状況等について、当社の監査役会または監査役に対して適切に報告します。
- ハ. 当社グループは、当社の監査役会または監査役への報告者に対して、いかなる不利益な取扱いもおこないません。

(9) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとします。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換をおこないます。
- ハ. 監査役は、会計監査人、監査部および子会社の監査役等と緊密に連携するとともに、当社グループの役職員と定期的に会合を持つことにより、実効的な監査をおこないます。
- ニ. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断した場合には、監査部に対し、必要な調査の実施、報告等を指示することができるものとします。
- ホ. 監査役会は、内部監査基本計画および監査部長の任免について、事前に同意決議をおこないます。
- ヘ. 監査役は、監査部長の人財評価等について、事前に報告を受け、意見を付すことができるものとします。
- ト. 当社は、会社法第388条の定めに従い、監査役の請求にもとづき、必要な監査費用を支払います。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、当社グループの内部統制の態勢整備およびその運用状況を原則として年に1回、定期的に検証し、必要に応じて見直しをおこなっています。当事業年度は、2025年3月の取締役会において、検証をおこないました。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する体制

- イ. コンプライアンス会議（経営会議）において2024年度コンプライアンスプログラムを制定し、役職員はその実践に努めました。
- ロ. 問題事例の再発防止や法令等違反の未然防止等に向けて、コンプライアンス会議（経営会議）を、原則として3か月に1回開催しております。当事業年度は、4回開催し、協議等をおこないました。
- ハ. 当社グループの役職員等からコンプライアンス統括部署等への内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを適切に運用し、問題事例等の通報に対して、コンプライアンス統括部署が是正・改善のために速やかに対応しました。

(2) リスク管理体制

- イ. 取締役会において制定した「リスク管理の基本規程」および各種リスク管理に関する基本規程をはじめとするリスク管理関連規程にもとづき、有効なリスク管理に努めました。
- ロ. 取締役会および経営会議は、各種リスクの水準や管理状況について定期的に報告を受け、各種リスクを適切に管理するうえで必要な決議を適時におこないました。
- ハ. 収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを活用し、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかりました。

(3) 取締役の職務執行の効率性確保および情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役会は、取締役会の運営、経営会議の設置・運営および決裁権限に関する規程を定めています。また、当社の職制および業務分掌に関する規程は、経営会議等において定めています。
- ロ. 取締役会は、2022年度から2024年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画のもとで、グループ経営方針やグループ総合予算を決定しました。また、取締役会および経営会議は、担当部署からの定期的な報告等にもとづき、グループ経営方針やグループ総合予算に照らした業績その他主要事項の進捗管理、経営管理をおこないました。
- ハ. 取締役会、経営会議等の議事録および取締役の職務の執行に係るその他の文書等は、関連規程に

従い、適切に保存・管理しています。

(4) 財務報告の適正性確保に関する体制

取締役会において制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」にもとづき、独立的評価部署であるリスク統括部が財務報告に関する内部統制の有効性を定期的に評価し、取締役会に報告しています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会において制定した「グループ経営管理規程」にもとづき、取締役会は、子会社にて発生したグループ全体に大きな影響を及ぼす事項や内部統制上必要な事項等について、協議・決議等をおこないました。
- ロ. ALM・リスク管理会議を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績やリスク管理の状況等について報告を受けるとともに、リスク管理をはじめとする内部管理態勢に関する方針協議等をおこないました。また、グループ営業戦略会議（経営会議）を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績や各種経営目標の進捗状況について報告を受けるとともに、営業戦略に関する方針協議等をおこないました。
- ハ. 当社の監査部は、当社グループの業務運営の適正を確保する観点から、監査役室を除く当社のすべての部署・業務に加え、当社グループ内会社を対象に監査を実施したほか、当社グループの内部監査を統括し、取締役および監査役に内部監査結果を定期的に報告しています。

(6) 監査役監査の実効性確保に関する体制

- イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置し、監査役の指示に従って監査役および監査役会を補佐する専任担当者を配置しています。
- ロ. 当社の取締役および使用人ならびにグループ内会社の取締役、監査役および使用人が直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に対して必要な報告をおこなうことについては、周知徹底しています。
- ハ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち経営方針の確認と当社グループの課題等に関する意見の交換を実施しました。また、監査役は、当社および子会社の役職員、当社の会計監査人等との間で、定期的に会合をもつことや随時報告・説明を求めること等を通じて、情報の収集や意見の交換を実施しました。
- ニ. 監査役会は、内部監査基本計画等について事前に同意決議をおこないました。
- ホ. 監査役は、監査部長の人財評価等について事前に報告を受け、内容の審議をおこないました。

■ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	829,491百万円	980,416百万円

■ 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

■ 会計参与に関する事項

該当ございません。

連結計算書類

第9期末(2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,445,659	預金	20,412,965
コールローン及び買入手形	30,939	譲渡性預金	246,890
買入金銭債権	27,830	コールマネー及び売渡手形	106,519
特定取引資産	1,517	売現先勘定	73,351
金銭の信託	8,399	債券貸借取引受入担保金	85,077
有価証券	2,922,081	特定取引負債	6
貸出金	16,745,606	借入金	2,089,351
外国為替	20,835	外国為替	1,024
リース債権及びリース投資資産	75,442	社債	20,000
その他資産	296,702	信託勘定借	46,566
有形固定資産	167,705	その他負債	342,992
建物	60,843	賞与引当金	5,851
土地	90,950	役員賞与引当金	56
建設仮勘定	5,327	株式報酬引当金	602
その他の有形固定資産	10,583	退職給付に係る負債	957
無形固定資産	18,156	睡眠預金払戻損失引当金	1,864
ソフトウェア	17,785	偶発損失引当金	1,496
その他の無形固定資産	370	特別法上の引当金	29
退職給付に係る資産	65,692	繰延税金負債	850
繰延税金資産	1,577	再評価に係る繰延税金負債	16,162
支払承諾見返	47,927	支払承諾	47,927
貸倒引当金	△ 82,935	負債の部合計	23,500,544
資産の部合計	24,793,138	(純資産の部)	
		資本金	150,078
		資本剰余金	204,725
		利益剰余金	839,132
		自己株式	△ 1,652
		株主資本合計	1,192,284
		その他有価証券評価差額金	44,498
		繰延ヘッジ損益	469
		土地再評価差額金	34,657
		為替換算調整勘定	1,696
		退職給付に係る調整累計額	14,098
		その他の包括利益累計額合計	95,420
		非支配株主持分	4,888
		純資産の部合計	1,292,594
		負債及び純資産の部合計	24,793,138

第9期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		399,103
資金運用収益	274,197	
貸出金利息	203,575	
有価証券利息配当金	45,392	
コールローン利息及び買入手形利息	1,985	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	17,027	
その他の受入利息	6,216	
信託報酬	242	
役務取引等収益	76,968	
特定取引収益	705	
その他業務収益	36,624	
その他経常収益	10,364	
償却債権取立益	1,220	
その他の経常収益	9,143	
経常費用		276,339
資金調達費用	66,169	
預金利息	30,646	
譲渡性預金利息	689	
コールマネー利息及び売渡手形利息	8,925	
売現先利息	5,673	
債券貸借取引支払利息	4,305	
借入金利息	5,469	
社債利息	179	
その他の支払利息	10,280	
役務取引等費用	17,291	
その他業務費用	44,966	
営業経費	134,127	
その他経常費用	13,785	
貸倒引当金繰入額	4,843	
その他の経常費用	8,941	
経常利益		122,764
特別利益		73
固定資産処分益	73	
特別損失		3,918
固定資産処分損	1,281	
減損損失	2,054	
退職給付信託返還損	581	
税金等調整前当期純利益		118,918
法人税、住民税及び事業税	37,094	
法人税等調整額	△ 1,246	
法人税等合計		35,847
当期純利益		83,071
非支配株主に帰属する当期純利益		265
親会社株主に帰属する当期純利益		82,805

第9期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150,078	231,561	784,229	△ 8,485	1,157,383
当期変動額					
剰余金の配当			△ 29,164		△ 29,164
親会社株主に帰属する 当期純利益			82,805		82,805
自己株式の取得				△ 20,002	△ 20,002
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△ 26,836		26,836	－
土地再評価差額金の取崩			1,261		1,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△ 26,836	54,903	6,833	34,901
当期末残高	150,078	204,725	839,132	△ 1,652	1,192,284

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	69,959	549	36,381	1,394	13,030	121,315	6,067	1,284,767
当期変動額								
剰余金の配当								△ 29,164
親会社株主に帰属する 当期純利益								82,805
自己株式の取得								△ 20,002
自己株式の処分								0
自己株式の消却								－
土地再評価差額金の取崩								1,261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 25,461	△ 80	△ 1,723	302	1,067	△ 25,895	△ 1,179	△ 27,074
当期変動額合計	△ 25,461	△ 80	△ 1,723	302	1,067	△ 25,895	△ 1,179	7,826
当期末残高	44,498	469	34,657	1,696	14,098	95,420	4,888	1,292,594

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 11社

主要な会社名

株式会社横浜銀行

株式会社東日本銀行

株式会社神奈川銀行

(連結の範囲の変更)

株式会社かなざんビジネスサービスおよび東日本ビジネスサービス株式会社は、いずれも清算終了に伴い、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 16社

主要な会社名

Yokohama Next 投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 11社

投資事業等を営む子会社及び子法人等が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得等を目的とする営業取引として株式を所有しており、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 4 社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

PT Bank Resona Perdania

PT Resona Indonesia Finance

ストームハーバー証券株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 16社

主要な会社名

Yokohama Next 投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等 3 社

主要な会社名

千葉・横浜パートナーシップ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 1. 及び 2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2 年～60 年
その他	2 年～20 年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年～7 年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- 破綻先 ：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先 ：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
- 破綻懸念先 ：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先 ：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者
- 要注意先 ：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者
- 正常先 ：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- (1) 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- (2) 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。
- (3) (2) 以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- (4) 上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、要注意先については信用リスクの程度に応じて今後3年間または今後1年間、正常先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、要管理先については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、正常先及び要注意先については債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,083百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与（短期業績連動報酬）の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当社及び一部の連結される子会社の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年から15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

14. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

15. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

16. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対

するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、上記（1）、（2）以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

17. グループ通算制度の適用

当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 82,935百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「会計方針に関する事項」の「6. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し
- ・予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する、過去実績の趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、2021年3月期以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない財政状態に重要な影響が生じており、今後の事業活動にも重要な影響が残っている一部の業種（以下「特定業種」という。）に属する貸出先については、将来見込みの不確実性が高いことから、当該信用リスクの状況に鑑み、今後の資金繰り悪化の可能性を織り込んだ場合に予想される損失額について追加的に必要な修正を加えて貸倒引当金を算定してきました。当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の5類移行後一定期間が経過し、その後の貸出先の業績が債務者区分判定に反映されてきたことから、債務者区分判定における、特定業種の将来見込みの不確実性は低減していると判断しております。以上を踏まえ、当連結会計年度より、特定業種に属する貸出先に対する、予想される損失額の追加的な修正は行っておりません。

会計上の見積りの変更

要注意先に対する貸倒引当金について、従来は今後1年間の予想損失額を見込んで計上してまいりましたが、このうち一部の経営支援先等に対する債権については、今後の経済環境の変化が信用リスクに与える影響に対応するため、足元の損失発生状況の分析結果や将来見込みを踏まえ、今後3年間の予想損失額を見込んで計上する方法に変更しております。

この見積りの変更により、当連結会計年度の貸倒引当金は3,144百万円増加し、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

追加情報

(信託を活用した株式報酬制度)

1. 取引の概要

当社は、株主の皆さまと利害を共有するとともに、当社グループ全体の持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的として、信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社及び一部の連結される子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）及び執行役員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、一部の連結される子会社から各社の株主総会決議での承認を経て拠出された金銭を合わせて信託を設定し、当該信託は信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得しております。

信託期間中、予め定める株式交付等規程に従い、受益者は一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。

なお、信託としては、退任後に役位に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付又は給付（以下「交付等」という。）を行う信託と、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等の交付等を行う信託を設定しております。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において1,037百万円、2,425千株であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に40,562百万円含まれております。

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	57,384百万円
危険債権額	152,796百万円
三月以上延滞債権額	4,742百万円
貸出条件緩和債権額	9,163百万円
合計額	224,087百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,963百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	42,624百万円
有価証券	1,661,419百万円
貸出金	1,483,567百万円
その他資産	2,897百万円

担保資産に対応する債務

預金	39,581百万円
売現先勘定	73,351百万円
債券貸借取引受入担保金	85,077百万円
借入金	2,057,049百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券37,246百万円及びその他資産70,051百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金2,662百万円、金融商品等差入担保金11,322百万円及び保証金5,823百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,929,062百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,502,205百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社横浜銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,302百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 186,146百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 80,658百万円

9. 社債は劣後特約付社債であります。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は73,658百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託46,566百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益7,157百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却5,939百万円を含んでおります。
3. 減損損失には、当社の連結子会社である株式会社横浜銀行が保有する神奈川県内のグラウンドについて、厚生施設としての利用を停止し遊休化したこととともない、当該所有土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによる損失額1,818百万円が含まれております。
 なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,177,616	—	33,000	1,144,616	(注) 1
合 計	1,177,616	—	33,000	1,144,616	
自己株式					
普通株式	13,471	22,657	33,000	3,128	(注) 2, 3, 4
合 計	13,471	22,657	33,000	3,128	

- (注) 1. 発行済株式数の減少は、自己株式消却によるものであります。
2. 自己株式数の増加は、自己株式立会外買付取引22,655千株、単元未満株式の買取請求2千株によるものであります。
3. 自己株式数の減少は、自己株式の消却33,000千株等によるものであります。
4. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式がいずれも2,425千株含まれております。

2. 新株予約権に関する事項
 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	13,998百万円	12.0円	2024年3月31日	2024年5月29日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	15,165百万円	13.0円	2024年9月30日	2024年12月2日

- (注) 1. 2024年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金29百万円が含まれております。
2. 2024年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金31百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	18,302百万円	利益剰余金	16.0円	2025年3月31日	2025年5月28日

- (注) 2025年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金38百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタルなどの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当社グループの中核事業と位置づけ、景気変動等の悪影響を最小限にとどめ、地域から信頼される金融グループとして安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当社グループの中期経営計画やグループ経営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として中小企業・個人向け貸出金であり、顧客の契約

不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場の変動により損失が発生する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、お客さまに対する各種のリスク・ヘッジ手段の提供、及び当社グループの資産・負債構造の管理（ALM：Asset Liability Management）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、当社グループの収益増強のために、金利スワップ取引等に取り組んでおります。デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）等に準拠した「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金・債券、外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

また、一部の連結される子法人等では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、信用リスクは「信用リスク管理基本規程」を定め、信用リスク管理態勢の高度化に取り組んでおります。また、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、子会社の信用リスク管理状況や当社グループ全体の与信集中リスクをモニタリングするとともに、必要に応じて助言・指導を行っております。

② 市場リスクの管理

当社では、デリバティブなどの金融商品の高度化や多様化するお客さまのニーズに適切に対処し、グループ全体の収益力向上に資する市場取引の実施と、それに沿った市場リスク管理をおこなうことを基本方針としております。また、子会社が体力に応じた適正なリスクを取りそのリス

ク水準に見合うリターンを確保することを目的に、経営陣が子会社の抱える市場取引にかかわるリスクの特性について十分に認識・把握のうえ適切な意思決定をおこなえるよう取り組んでおります。

《管理態勢》

当社では、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを行っております。具体的には、子会社のリスク管理部署からの報告を基に、各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるALM・リスク管理会議において、市場リスクの状況について報告しております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社は、市場業務についてトレーディング業務とバンキング業務に区分して管理しております。トレーディング業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引（特定取引）を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、銀行業を営む一部の連結される子会社では、トレーディング業務について、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などを規定した社内規程に従い、厳格な運用を行っております。

《市場リスクの計測》

当社グループでは、市場リスクの計測において、VaR（バリュアットリスク）、BPV（ベシスポイントバリュア）のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理を当社グループ存続のために重要な経営課題のひとつとして最優先で取り組むものとし、健全な管理に努めております。また、銀行業務を営む連結子会社では諸規程において、日常の流動性リスク管理の方法をきめ細かく規定するとともに、万が一の流動性リスク懸念時・危機時の適切な対応策を定めております。

《管理態勢》

当社のリスク管理部署は、子会社のリスク管理部署からの報告を基に、各種リスクリミットの遵守状況を、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるALM・リスク管理会議において、流動性リスクの状況や資金繰りの状況について報告しております。

子会社の流動性リスク懸念時及び危機時においては、子会社からの報告を基に、危機管理委員会が子会社に緊急時対策本部の設置を指示するなど、必要な対策を講じることになっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	876,420	833,416	△43,004
その他有価証券（＊1）	1,959,883	1,959,883	－
(2) 貸出金	16,745,606		
貸倒引当金（＊2）	△82,188		
	16,663,418	16,643,024	△20,393
資産計	19,499,722	19,436,325	△63,397
(1) 預金	20,412,965	20,407,916	△5,049
(2) 譲渡性預金	246,890	246,889	△0
(3) 借用金	2,089,351	2,089,395	43
負債計	22,749,207	22,744,200	△5,006
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8,903	8,903	－
ヘッジ会計が適用されているもの	1,302	1,302	－
デリバティブ取引計	10,205	10,205	－

（＊1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2) (*3)	13,644
組合出資金 (*3) (*4) (*5)	51,506

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 関連法人等の株式6,811百万円は含めておりません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式について79百万円、組合出資金について4百万円の減損処理を行っております。

(*4) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-16項を適用し、時価開示の対象とはしておりません。

(*5) 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の出資金13,813百万円は含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券				
債券				
国債	236,535	—	—	236,535
地方債	—	268,959	—	268,959
社債	—	332,627	77,997	410,625
株式	189,113	15,557	—	204,670
その他（＊１）	—	640,747	131,647	772,394
資産計	425,649	1,257,892	209,644	1,893,186
デリバティブ取引（＊２）				
金利関連	—	7,996	—	7,996
通貨関連	—	2,169	—	2,169
株式関連	—	—	—	—
債券関連	△ 4	—	—	△ 4
その他	—	—	44	44
デリバティブ取引計	△ 4	10,166	44	10,205

（＊１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は57,049百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,647百万円であります。

① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	32,147
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上（＊1）	—
その他の包括利益に計上	70
購入、売却及び償還の純額	24,831
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	57,049
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（＊1）	—

（＊1）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

② 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の当連結会計年度末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳
解約申込から解約約定までに数か月を要するもの 57,049百万円

③ 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	9,161
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上 (*1)	—
その他の包括利益に計上	175
購入、売却及び償還の純額	310
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	9,647
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 (*1)	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	76,080	—	—	76,080
地方債	—	751,029	—	751,029
社債	—	189	—	189
その他	—	6,116	—	6,116
貸出金	—	—	16,643,024	16,643,024
資産計	76,080	757,336	16,643,024	17,476,441
預金	—	20,407,916	—	20,407,916
譲渡性預金	—	246,889	—	246,889
借入金	—	2,089,395	—	2,089,395
負債計	—	22,744,200	—	22,744,200

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル 1 の時価に分類しております。債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっており、国債は主にレベル 1 の時価に、地方債及び社債（私募債を除く）は主にレベル 2 の時価に分類しております。その他に含まれる資産担保証券は、取引金融機関から提示された価格等によっており、主にレベル 3 の時価に分類しております。

私募債は、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて算定しており、レベル 3 の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価額等によっており、主にレベル 2 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、主として、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定して

おります。また、約定期間等が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金については、レベル３の時価に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、商品別、残存期間別にグルーピングした将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた割引現在価値により、時価を算定しております。なお、預入期間等が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

預金及び譲渡性預金については、レベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

借入金については、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類することとしており、債券先物取引等がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手別の信用リスク及び連結される子会社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要

でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類することとしております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.0%－13.3%	0.4%
		倒産時の損失率	20.0%－100.00%	69.2%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	79,103	△ 59	△ 535	△ 511	－	－	77,997	－
その他	191,410	△ 491	△ 225	△ 59,046	－	－	131,647	－
資産計	270,514	△ 550	△ 760	△ 59,557	－	－	209,644	－
デリバティブ取引								
その他	43	△ 0	－	0	－	－	44	－
デリバティブ取引計	43	△ 0	－	0	－	－	44	－

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、リスク管理部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めるとともに、算定された時価の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを反映できる適切な評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や自行推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生が見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占める割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は328百万円減少し、その他有価証券評価差額金は518百万円減少し、繰延ヘッジ損益は6百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は185百万円減少し、法人税等調整額は381百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は461百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,128円09銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	71円63銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、2,425千株であり、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、2,425千株であります。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、三井住友信託銀行株式会社の完全子会社である三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社（2025年4月1日に株式会社 L & F アセットファイナンスに商号変更しています）の発行済普通株式の85.0%を取得し、子会社化することについて決議し、2024年11月14日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、2025年4月1日に株式を取得したことにより、子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社 L & F アセットファイナンス

事業の内容：融資事業、保証事業、その他付帯する一切の事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、長期的にめざす姿として「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」を掲げていますが、当社を取り巻く事業環境は、人口減少による社会構造の加速度的な変容により、大相続時代の到来、空き家・築古物件の増加、外国人労働者の増加にもつながっていくことが見込まれます。

株式会社 L & F アセットファイナンスは、個人向け住宅ローンや賃貸用不動産ローン、不動産担保ローン等を提供する不動産担保融資専門の金融会社として、長年培った独自の債務者評価・物件評価ノウハウに立脚した丁寧な与信プロセスにより、銀行が必ずしも十分に対応できていないお客さま属性（外国人、高齢者等）や物件特性（築古物件等）、資金使途（相続関連等）に関する多様な金融ニーズに対応しています。

独自のノウハウと顧客基盤を有する株式会社 L & F アセットファイナンスを当社グループに迎え入れ、三井住友信託銀行株式会社と共同事業をおこなうことにより、社会変容にともない多様

化する金融ニーズに対応し、金融仲介機能の発揮を通じて地域社会の持続的な発展に貢献する使命と役割を従来以上に果たしてまいります。

- (3) 企業結合日
2025年4月1日
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
株式会社L & F アセットファイナンス
- (6) 取得した議決権比率
85.0%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社による現金を対価とする株式取得であるため

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	54,485百万円
	取得原価	54,485百万円

計算書類

第9期末(2025年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,563	流動負債	707
現金及び預金	69,706	未払費用	93
有価証券	10,000	未払法人税等	124
前払費用	0	預り金	258
未収収益	473	賞与引当金	62
その他	381	役員賞与引当金	18
		その他	148
固定資産	899,853	固定負債	20,825
有形固定資産	4	社債	20,000
工具、器具及び備品	4	株式報酬引当金	150
無形固定資産	2	長期預り金	674
商標権	1	負債の部合計	21,532
ソフトウェア	1	(純資産の部)	
投資その他の資産	899,846	株主資本	958,884
投資有価証券	25	資本金	150,078
関係会社株式	879,763	資本剰余金	641,100
関係会社長期貸付金	20,000	資本準備金	37,578
繰延税金資産	57	その他資本剰余金	603,521
資産の部合計	980,416	利益剰余金	169,356
		その他利益剰余金	169,356
		繰越利益剰余金	169,356
		自己株式	△ 1,652
		純資産の部合計	958,884
		負債及び純資産の部合計	980,416

第9期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		114,917
関係会社受取配当金	113,591	
関係会社受入手数料	1,325	
営業費用		1,330
販売費及び一般管理費	1,330	
営業利益		113,586
営業外収益		227
受取利息	179	
有価証券利息	25	
その他	21	
営業外費用		213
社債利息	179	
その他	34	
経常利益		113,600
税引前当期純利益		113,600
法人税、住民税及び事業税	124	
法人税等調整額	△ 19	
法人税等合計		105
当期純利益		113,495

第9期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	150,078	37,578	630,358	667,936	85,026	85,026	△ 8,485	894,555	894,555
当期変動額									
剰余金の配当					△ 29,164	△ 29,164		△ 29,164	△ 29,164
当期純利益					113,495	113,495		113,495	113,495
自己株式の取得							△ 20,002	△ 20,002	△ 20,002
自己株式の処分			0	0			0	0	0
自己株式の消却			△ 26,836	△ 26,836			26,836	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△ 26,836	△ 26,836	84,330	84,330	6,833	64,328	64,328
当期末残高	150,078	37,578	603,521	641,100	169,356	169,356	△ 1,652	958,884	958,884

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法により行っております。

預金と同様の性格を有するもの：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：4年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与（短期業績連動報酬）の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

追加情報

(信託を活用した株式報酬制度)

1. 取引の概要

当社は、株主の皆さまと利害を共有するとともに、当社グループ全体の持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的として、信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社及び一部の連結される子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）及び執行役員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、一部の連結される子会社から各社の株主総会決議での承認を経て拠出された金銭を合わせて信託を設定し、当該信託は信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得しております。

信託期間中、予め定める株式交付等規程に従い、受益者は一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。

なお、信託としては、退任後に役位に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付又は給付（以下「交付等」という。）を行う信託と、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等の交付等を行う信託を設定しております。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において1,037百万円、2,425千株であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 50百万円

2. 社債は、劣後特約付社債であります。

3. 関係会社に対する金銭債権総額 100,045百万円
関係会社に対する金銭債務総額 674百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 114,917百万円

営業費用 51百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 205百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	13,471	22,657	33,000	3,128	(注) 1, 2, 3
合 計	13,471	22,657	33,000	3,128	

- (注) 1. 自己株式数の増加は、自己株式立会外買付取引22,655千株、単元未満株式の買取請求2千株によるものであります。
2. 自己株式数の減少は、自己株式の消却33,000千株等によるものであります。
3. 当事業年度期首及び当事業年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式がいずれも2,425千株含まれております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	19百万円
株式報酬引当金	32百万円
関係会社株式評価損	47百万円
その他	<u>6百万円</u>
繰延税金資産小計	105百万円
評価性引当額	<u>△ 47百万円</u>
繰延税金資産合計	57百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	<u>－百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>57百万円</u>

- (注) 当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 横浜銀行	所有 直接100%	経営管理等 役員の兼任	貸付金の回収 (注) 1	20,000	関係会社 長期貸付金	20,000
				貸付金利息の 受取 (注) 1	179	未収収益	9
子会社	株式会社 東日本銀行	所有 直接100%	経営管理等 役員の兼任	譲渡性預金の 預入 (注) 2、3	24,558	有価証券	10,000
				譲渡性預金預入 利息の受取 (注) 3	25	未収収益	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社長期貸付金は劣後特約付貸付金であり、利率は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 譲渡性預金の預入の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。
3. 譲渡性預金の利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	840円03銭
1 株当たり当期純利益金額	98円18銭

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、2,425千株であり、1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、2,425千株であります。

(重要な後発事象)

連結計算書類の「(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原啓之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐康彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下飯坂武志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ 東 京 事 務 所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 濱 原 啓 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 五 十 嵐 康 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下 飯 坂 武 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等から構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められせん。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められせん。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役会

常 勤 監 査 役	前 原 和 弘	㊟
監 査 役	原 光 宏	㊟
監 査 役 (社外監査役)	橋 本 圭 一 郎	㊟
監 査 役 (社外監査役)	房 村 精 一	㊟
監 査 役 (社外監査役)	野 口 真 有 美	㊟

以 上